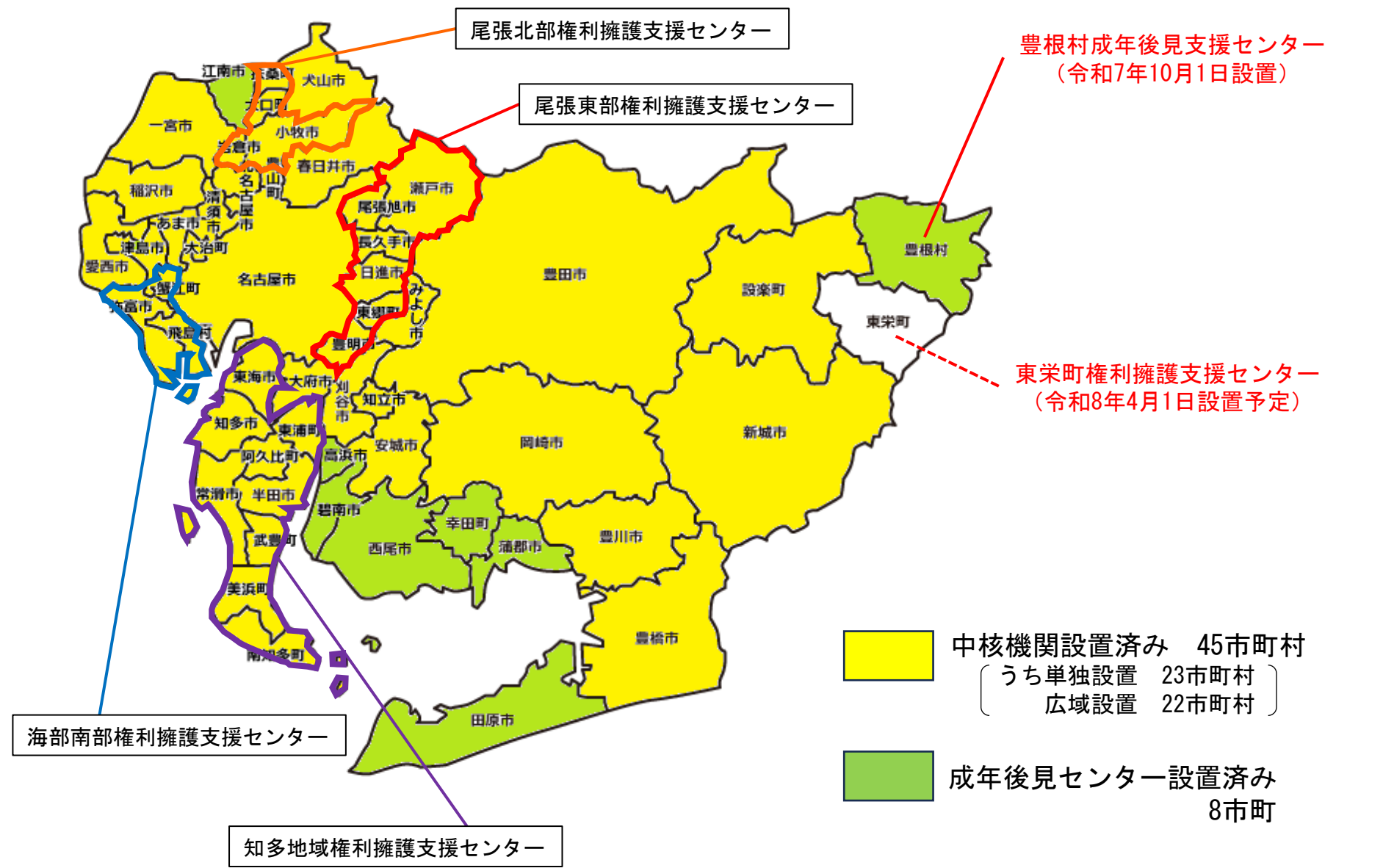




【中核機関・成年後見センター 市町村別一覧表】 ※令和8年3月27日現在

市町村名	名称	中核機関
名古屋市	名古屋市成年後見あんしんセンター	○
瀬戸市	NPO法人尾張東部権利擁護支援センター	○
尾張旭市		
豊明市		
日進市		
長久手市		
東郷町		
小牧市	NPO法人尾張北部権利擁護支援センター	○
岩倉市		
大口町		
扶桑町		
春日井市	春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター	○
江南市	江南市成年後見センター	
一宮市	一宮市成年後見支援センター	○
犬山市	犬山市成年後見センター	○
稲沢市	稲沢市成年後見センター	○
清須市	清須市成年後見支援センター	○
北名古屋市	北名古屋市権利擁護センター	○
豊山町	豊山町成年後見センター	○
津島市	津島市成年後見センター	○
愛西市	愛西市権利擁護支援センター	○
弥富市	NPO法人海部南部権利擁護センター	○
蟹江町		
飛島村		
あま市	あま市権利擁護センター	○
大治町	おおはる成年後見支援センター	○

市町村名	名称	中核機関
半田市	NPO法人知多地域権利擁護支援センター	○
常滑市		
東海市		
知多市		
阿久比町		
東浦町		
南知多町		
美浜町		
武豊町		
大府市	大府市成年後見センター	○
豊田市	豊田市成年後見支援センター	○
知立市	知立市成年後見支援センター	○
幸田町	幸田町成年後見支援センター	
岡崎市	岡崎市成年後見支援センター	○
碧南市	碧南市成年後見支援センター	
刈谷市	刈谷市成年後見支援センター	○
安城市	安城市成年後見センター	○
西尾市	西尾市成年後見センター	
高浜市	高浜市権利擁護支援センター	
みよし市	みよし市成年後見支援センター	○
豊橋市	豊橋市成年後見支援センター	○
豊川市	豊川市成年後見支援センター	○
蒲郡市	蒲郡市成年後見センター	
田原市	田原市成年後見センター	
新城市	新城市権利擁護支援センター	○
設楽町	設楽町権利擁護支援センター	○
東栄町	—	
豊根村	豊根村成年後見支援センター	

※東栄町は令和8年4月1日に中核機関（東栄町権利擁護支援センター）を設置予定

社会福祉法等の一部を改正する法律案要綱（関係部分抜粋）

第1 社会福祉法の一部改正

5 地域福祉の推進に関する事項

（5）高齢者及び障害者による成年後見制度等の適切な利用の支援に関する事項

イ 市町村は、高齢者及び障害者による成年後見制度又は介護保険法第百十五条の四十五第二項第二号に掲げる事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業（以下この（5）において「成年後見制度等」という。）の適切な利用の支援のため、次に掲げる事務の実施に努めるものとする。（第百六条の十五第一項関係）

（イ）地域において高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に従事する者に対し、当該者が行う当該支援につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の援助を行い、併せて成年後見制度等の利用に係る調整その他の地域における高齢者又は障害者に対する権利利益の擁護に係る支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下このイ及びハにおいて「関係機関等」という。）との連絡調整を行うこと。

（ロ）ハの会議の運営その他関係機関等その他の関係者との連携体制の整備を行うこと。

（ハ）（イ）及び（ロ）に掲げる事務のほか、成年後見制度等の利用につき、高齢者及び障害者並びにそれらの家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関等との連絡調整を行うこと。

ロ 市町村は、地域における成年後見制度等の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、イの（イ）から（ハ）までに掲げる事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターを設置することができるものとする。（第百六条の十六関係）

ハ 市町村は、関係機関等その他の関係者により構成される会議を組織することができるものとし、当該会議はイの（イ）から（ハ）までに掲げる事務の効果的な実施のために必要な情報の交換を行うとともに、地域の実情に応じた高齢者及び障害者に対する成年後見制度等の適切な利用の支援のために必要な体制の整備に関する検討を行うものとする。（第百六条の十七関係）

ニ その他所要の改正を行う。